

いじめ防止基本方針

～子どもたちが安全・安心な生活を送るために～



<はじめに>

いじめは、子どもや人権、健全な成長に大きく影響を及ぼすものです。それを防止するために平成 25 年 6 月 28 日に「いじめ防止対策推進法」が公布されました。名寄市においても北海道のいじめ防止等に関する条例等をうけ名寄市のいじめ防止基本方針が平成 26 年に出されています。その 3 年後「いじめ防止等のための基本的な方針」の見直しをし、さらに実態に即した改定案が国から示されました。それを受け北海道では平成 29 年 11 月、名寄市においても平成 30 年 4 月 1 日に基本方針が改定されました。

本校でもその方針と連動し、これまでの「いじめ防止基本方針」の見直しをいたしました。いじめ防止に向けて学校全体で組織的な取組を進めること、いじめを生まない風土づくりといった未然防止の活動に重点をおくことなどの基本的な姿勢は今までと大きく変わりません。全ての教職員も、「いじめは絶対に許されない」という認識にたち、確実に実践を進めて参ります。

全ての子どもが自分を必要とされる存在であると感じ、互いのよさや違いを認め合い支え合うことができるような取組を進めることで学校の内外を問わず、いじめがなくなるように今後も努めて参ります。この方針については、文書やHP、機会をとらえた説明等で今後も皆様にお伝えして参ります。

1 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

【「いじめ防止対策推進法」平成 25 年 6 月 28 日公布】

「一定の人的関係」

- ・ 学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」

- ・ 身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりさせられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

「いじめか否か」

- ・ 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、当該児童が心身の苦痛を感じている場合は、「いじめ」に該当する。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団により無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

(3) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件を満たされる必要があります。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

2 いじめ防止対策の基本理念

いじめ防止の対策は、次のことを目指して行います。

- (1) いじめがすべての子どもに関係する問題であることから、子どもが安心して学習に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないようにします。
- (2) いじめが子どもの心身に重大な影響を及ぼすことを認識し、すべての子どもがいじめを行わず、また、いじめをはやし立てたり、認識しながらこれを放置したりすることがないようにするため、いじめの問題に関する子どもの理解を深めます。
- (3) いじめを受けた子どもの生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、いじめを受けている子どもに非はないという立場に立つとともに緊張感をもち、学校、家庭、地域、行政機関その他の関係者が相互の連携のもと、社会全体でいじめの問題を克服します。
- (4) 子どもの発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど

交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかりと持って、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育みます。

3 関係者の責務や役割

(1) 学校及び教職員の責務

- ① 学校は保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止、早期発見に取り組みます。
- ② いじめを受けた子どもを徹底して守り通すとともに、いじめの早期解消のため、適切かつ迅速に対処します。
- ③ 教職員の言動が子どもに大きな影響力を持つとの認識の下、子ども一人一人についての理解を深めるとともに、子どもとの間の信頼関係の構築に努めます。
- ④ 子どものささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知に努めます。
- ⑤ いじめを発見し、又は相談を受けた場合は速やかに、「学校いじめ対策組織」に対し当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って、報告・記録し、学校の組織的な対応に繋げるよう努めます。
- ⑥ 教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう十分留意します。

(2) 保護者の責務

- ① 保護する子どもがいじめを行うことのないようにするため、自ら範を示すなど規範意識や生命を大切にし、他人を思いやる心などの基本的な倫理観を養うための教育等を行うよう努める。
- ② 日頃から家庭において、その保護する子どもとの会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、子どもに寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努める。
- ③ 保護者は、その保護する子どもがいじめを受けた場合には、子どもの気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、子どもの心情等を十分に理解し、対応するよう努める。
- ④ 名寄市教育委員会及び名寄南小学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努める。

(3) 地域住民の役割

- ① 地域において子どもと触れ合う機会を大切に、地域全体で子どもを見守るとともに、名寄南小学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者が連携協力して、子どもたちが健やかに成長できる環境づくりに努める。
- ② いじめが行われ、又はいじめの疑いがあると認められた場合には、学校、関係機関等に通報するなど、名寄市教育委員会及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。

4 いじめの問題の理解

いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にどのような特質があるかを十分認識し、「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組みます。いじめには様々な特質がありますが、以下の①から⑧は、教職員や子どもにかかわる大人がもつべきいじめについての基本的な認識です。

- ① いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育のあり方に大きなかかわりをもっている。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべきで問題である。

【文部科学省「生徒指導提要」等から】

5 いじめ防止基本方針策定の基本的な考え方

いじめ防止対策推進法

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

- (1) 学校は、学校いじめ防止基本方針を定めるに当たっては、学校に在籍する子どもの保護者及び地域住民の参画を得るとともに、学校に在籍する子どもの意見を反映させるように努めます。
- (2) 学校は、学校いじめ防止基本方針について、学校のホームページへの掲載その他の方針により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ず

るとともに、その方針の内容を必ず入学時・各年度の開始時に児童、保護者関係機関等に説明します。

- (3) 学校は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校教科の評価項目に位置付け評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図ります。

6 いじめ防止対策のための組織の設置

学校は、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、学校の複数の教職員及び必要に応じて参加する心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置きます。

7 いじめ未然防止・早期発見

いじめ問題においては、まず「いじめが起こらない学級、学校風土づくり」など、未然防止に取り組むことが最も重要だと考えています。学校では、全ての教職員がいじめはこの学級でも起こりうるという認識をもち、様々な情報を把握したうえで「いじめを生まない土壌づくり」に努めていきます。また、子どもが自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめ防止に資する活動も行ったり、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。

また、発達障がいを含む障がいのある子ども、海外から帰国した子ども、性同一性障害や性的指向等に係る子どもに対するいじめが行われることがないように、特に配慮が必要な子どもについては、日常的に子どもの特性を踏まえた適切な支援を行うと共に、保護者と連携し、周囲の子どもに対する必要な指導を組織的に行います。

教職員がいじめ防止等のための対策に関する研修の実施などいじめを許さない学校づくりを進めるとともに、子どもが発する小さなサインを見逃すことのないよう日ごろから丁寧に児童理解を進め、早期発見に努めていきます。子どもやいじめを早期に発見することが早期の解決につながります。

子どもの声が教職員に届くよう、相談できる信頼関係を日常的に築いていくよう努めます。また、早期発見のためには、保護者、地域の皆様とも連携して様々な情報を収集し、指導に役立てていかなければなりません。

子どもの様子で気になること、変化に気づいた時には、遠慮なく学校に連絡、ご相談いただきますよう、お願いいたします。

8 インターネットを通じて行われるいじめの対応

インターネットや携帯電話、スマートフォンなどの普及により、それらを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷をインターネット上の Web サイトの掲示板に書き込んだり、メールを送ったりするなど、深刻なトラブルが発生しています。これらについては家庭との連携が欠かせません。学校と共通理解を図った家庭でのご指導をお願いいたします。

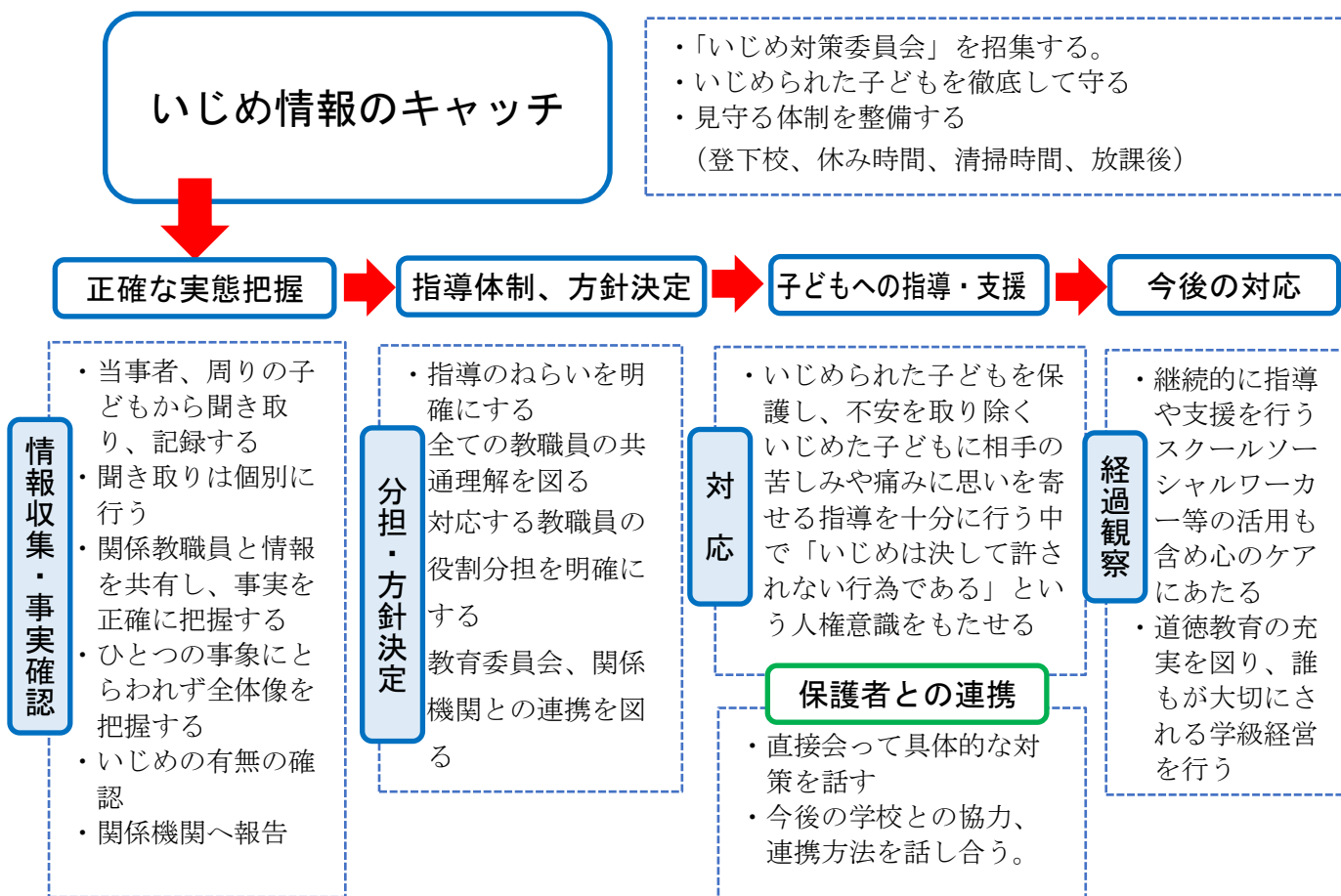
未然防止のためにご家庭にお願いしたいこと

- ◇ 子どものパソコンや携帯電話を管理するのは家庭であり、子どもを危険から守るためには、フィ

ルタリングだけでなく、家庭において「ルールづくり」を行うことや携帯電話所持の必要性について検討すること。

- ◇ 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること。(情報モラルについて子どもたちに理解させる)

9 いじめ対応の基本的な流れ



10 重大事態への対処

学校は、次の重大事態が発生した疑いがあると認める場合には、名寄市教育委員会に報告します。また、児童や保護者から、いじめにより重大事態に至ったとの申し立てがあった時も同様とします。

- (1) いじめにより学校に在籍する子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- (2) いじめにより学校に在籍する子どもが相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき (年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合など)

11 取組の点検・評価

本校においては、学校いじめ防止基本方針について定期的に点検及び評価を行い、必要に応じてこれを見直します。見直す際には、学校の取組を円滑に進めていくため、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得て進めます。また、子どもとともに、学校全体でいじめの防止等に取り組むため、ア

ンケートや協議の場を設けるなどして子どもの意見を取り入れ、より分かりやすい基本方針となるように努めます。

12 年間を見通したいじめ防止指導計画の整備

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的・計画的に取り組む必要があります。そのため、年度当初に組織体制を整えとともに、学校全体でいじめ問題に取り組めるよう年間のいじめ防止指導計画を立てています。

月	具体的取組	備考
4	◇いじめ対策委員会での方針の確認、年間指導計画等 ◇いじめ防止基本方針のホームページ等での啓発 ◇特別の教科道徳の重点内容項目の共通理解	名寄中学校と重点内容項目を共有し、小中学校で交流授業を実施
5	◇ブロック会議の実施 ◇1年生保護者懇談の実施 ◇南っ子タイム（2学年の発表）	児童実態の交流 家庭との連携と児童理解 自己有用感の醸成
6	◇「いじめ」アンケートの実施 ◇児童対象の教育相談の実施 ◇Q U検査の実施 ◇教職員対象の「いじめの認知」に係るミニ研修の実施 ◇南っ子タイム（4学年の発表）	実態把握と対象児童への面談等 児童理解と問題の把握 学校生活意欲と学級満足度の把握・分析 いじめの対応について研修を深める 自己有用感の醸成
7	◇全学年保護者懇談の実施 ◇名寄市小中高いじめ防止サミットの取組 ◇学校評価、児童アンケートの実施、分析、改善	家庭との連携と児童理解 児童の主体的取組の醸成 児童の実態把握と分析
8	◇学期初めの児童の状況の把握 ◇南っ子タイム（6学年の発表）	日常の児童観察、児童理解の継続 自己有用感の醸成
9	◇学校だよりでの学校評価、児童アンケートの分析結果の公表 ◇学校評価、保護者アンケートの実施、分析、改善	家庭・地域情報の共有と発信 保護者の実態把握と分析
10	◇いじめアンケートの実施 ◇南っ子タイム（5学年の発表）	実態把握と対象児童の面談 自己有用感の醸成
11	◇児童対象の教育相談 ◇南っ子タイム（3学年の発表）	自己有用感の醸成 自己有用感の醸成
12	◇Q U検査の実施 ◇全学年保護者懇談の実施	学校生活意欲と学級満足度の把握・分析 家庭との連携と児童理解
1	◇南っ子タイム（1学年の発表）	自己有用感の醸成
2	◇本年度の取組の総括と改善、推進	日常の児童観察、児童理解の継続
3	◇学校だよりでの分析結果の公表 ◇新年度推進計画の立案	家庭・地域情報の共有と発信 学級経営等の反省と確実な引継ぎ

13 校内組織

いじめ問題への取組にあたっては、いじめを把握した段階で早急に事実確認等を行い、関係者が集まって対応チームを組織し話し合うとともに、指導方針を理解した上で役割を分担し、全校体制で組織的な取組を推進するために、校長が「いじめ対策委員会」「いじめ対策委員会」を招集し、そのチームを中心として教職員全員で共通理解を図り、学校全体でいじめの問題の解消に取り組みます。

学校だけで解決が困難な事案に関しては、監督官庁（名寄市教育委員会、上川教育局、北海道教育委員会）や警察、地域の関係機関等との連携を進め、いじめ問題の解消に努めます。

